

上越市 ICT による情報化推進基本方針に係る有識者会議

第 1 回会議 次第

日時：令和 3 年 2 月 18 日（木） 13:00～

場所：上越市役所 木田第 1 庁舎 4 階 401 会議室

1. 開会

2. 委嘱状交付

3. 総務管理部長挨拶

4. 委員自己紹介

5. 委員長の選出

6. 議事

- (1) 上越市の課題意識とこれまでの検討経過
- (2) 国デジタル化の動き
- (3) 今後の会議の進め方等

7. 閉会

上越市 ICT による情報化推進基本方針に係る有識者会議

委員名簿

1. 委員 (50 音順)

(大)上越教育大学 教授	大森 康正 様
(株)BSN アイネット 公共事業部 特命担当部長	川崎 浩司 様
上越ケーブルビジョン(株) 代表取締役社長	齋藤 俊幸 様
(特非)上越地域活性化機構 理事・事務局長	丸田 健一 様
(共組)くびきの地理空間情報センター 理事長 兼 (株)桑原測量社 代表取締役社長	宮下 壽幸 様

2. 事務局

上越市総務管理部 部長	八木 智学
〃 総務管理課 課長	金子 良仁
〃 〃 副課長	水澤 弘光
〃 〃 係長	清水 俊昭
〃 〃 主任	三輪 亮介

## 上越市 ICT による情報化推進基本方針に係る有識者会議設置要綱

### (設置)

第1条 本市の情報化に係る統一的な方針の策定に当たり、専門的知見から検討するため、上越市 ICT による情報化推進基本方針に係る有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 有識者会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 本市の情報化に係る統一的な方針（以下「方針」という。）の検討に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 有識者会議は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- (1) 社会全体の ICT 関連の動向に関する知見を有している人
- (2) 本市の内部システム及びネットワーク体系に関する知見を有している人
- (3) オープンデータその他行政の情報化に関する知見を有している人
- (4) その他市長が必要と認める人

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から方針を策定する日までとする。

### (委員長)

第5条 有識者会議に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (関係者の出席等)

第6条 有識者会議は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、総務管理課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、有識者会議が定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年2月18日から実施する。

# 上越市情報化方針等の 策定について

---

VER.01

## 課題 (検討のきっかけ)

- ・ICTの飛躍的な発展を背景として、国においても、自治体におけるICTの利活用を推進するため、自治体版「市町村官民データ活用推進計画」の策定が要請されている。(都道府県:義務、市区町村:努力義務)
- ・また、現下のコロナ禍を受け、デジタル庁の創設をはじめ、社会全体のデジタル化が急速に進んでいる。



## 方針(案)

市町村官民データ活用推進計画の内容を包含する  
当市の“情報化”の方針と行動計画を策定

(観点)

- ✓ 当市の状況及び周辺環境
- ✓ 技術進歩に伴うICTの利活用可能性の拡大
- ✓ 情報セクションの役割

## 1: 技術レベルの高度化への対応

- ・後述以外でも、既に国や民間企業で実装されている技術や検証中の技術多数あり(ブロックチェーン、量子コンピュータ(量子暗号)など)。更に、日々新たな技術・理論が開発されている状況
- ・更に、国においては、これら基幹技術に基づき、様々な考え方(スマートシティ・フィンテック・DXなど)が示されおり、全体像が複雑。通常業務がある中で、各課等が個別に技術と全体像を把握するのは困難かつ非合理的

※更に、ICTという分野への心理的壁も高いものと思われる。

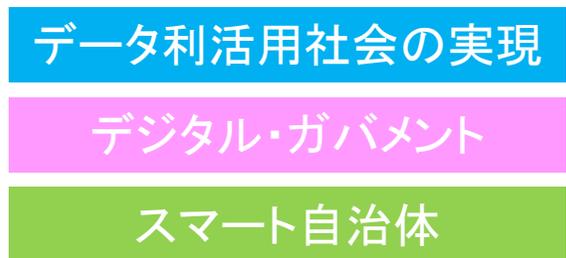
## 2: 当市の方針未定

- ・仮に技術レベルを正確に把握したところで、方針未定では積極的に検討しずらいのではないか。
- ・当課だけの検討では、検討できる項目に限界があり、有効な技術を見逃すおそれ
- ・また、当課においても、各課等のICT利活用の全体像は未把握



全庁的な取組みを推進するためには、  
当市の方針と統治(ガバナンス)が必要

国からの要請



地方公共団体

名称こそ「官民データ活用推進計画」とあるものの、実質的に「データ利活用」のみならず、「デジタル・ガバメント」「スマート自治体」をも求める内容となっている

他市町村の対応状況

市町村官民データ活用推進計画	: 75/1718団体	策定率 4.4%
電子自治体計画	: 755/1727団体	策定率43.1%
オンライン利用促進計画	: 338/1718団体	策定率19.4%



このほかにも、いわゆる情報化計画があるものと推測されるため、実数不明であるものの、半数以上の市町村が情報化計画に類する計画を策定済と推測される。(又は総合計画等に搭載していると考えられる。)



当市にあっても、本格的な対応を検討する時期にきている

また、市町村官民データ活用推進計画は現在のところ策定率が低いものの、このタイミングで計画を策定するならば、この内容を包含する計画とすべき

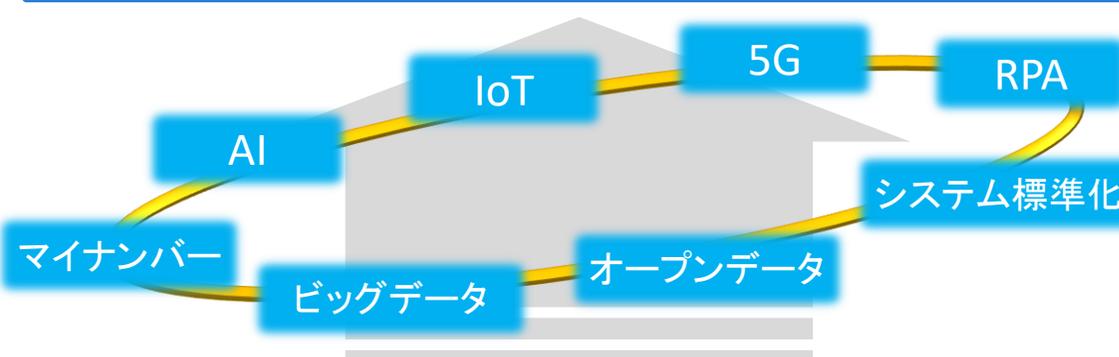
これまで: インフラ整備、個別業務の電算化(、セキュリティ)

技術の進歩

これから: 更なる市民サービスの向上、行政業務の合理化

住民サービスの向上、行政課題の解決  
 = 総合計画ほか各種重点計画の実現

※データ利活用社会、デジタルガバメント、スマート自治体など国施策と整合



↑ 新たな技術レベル

↑ 既存の技術レベル

市民サービス

- ・各種申請+マイナンバーカード→電子申請
- ・各種申請+情報連携→添付書類省略
- ・市保有データ+オープンデータ  
→産業活性化

行政業務

- ・会議録作成+AI→業務の省力化
- ・データ入力+RPA→業務の省力化
- ・各種システム+クラウド→システム費用削減

市民サービス

- ・光ファイバの全市敷設  
→情報格差是正

行政業務

- ・各業務電算化  
→業務の省力化

※ICT進歩→  
更なるセキュリティの向上

各業務の電算化(住基、税、福祉、介護...)

ネットワーク  
強靱化

インシデント  
対応

教育訓練

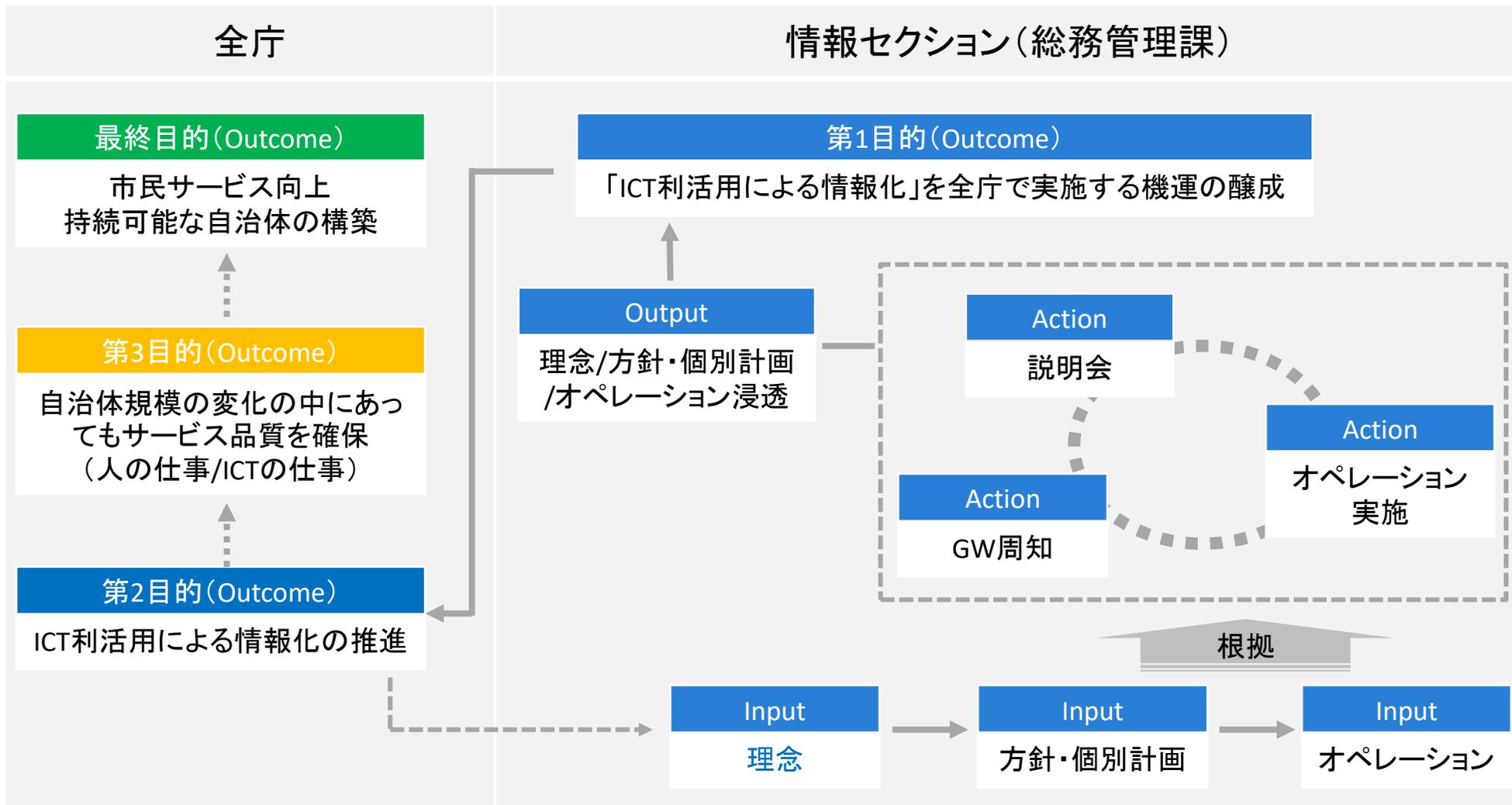
...

地域情報化

セキュリティの確保

# 「ICT利活用による情報化」を全庁で実施する機運の醸成

イメージ(ロジックモデル)



有識者会議の範囲

名称

# 上越市ICT利活用①による情報化②推進基本方針

理念：当市情報化の軸となる考え方

(同時に、「ICT」「情報化」の当市としての定義づけ)

推進体制：当市内の体制の整備や事業化までのフローの規定

基本方針：市民・産業視点、行政内部視点に分けて、基本方針や今後の必須取組事項を規定

など

名称

# 上越市ICT利活用による情報化推進計画



頭書+個票

頭書：ロードマップ

個票：KPI設定 など

※KPI:重要業績評価指標

視点1:市民・産業

視点2:行政

個票

個票

個票

個票

個票

個別事案A

個別事案B

個別事案C

個別事案D

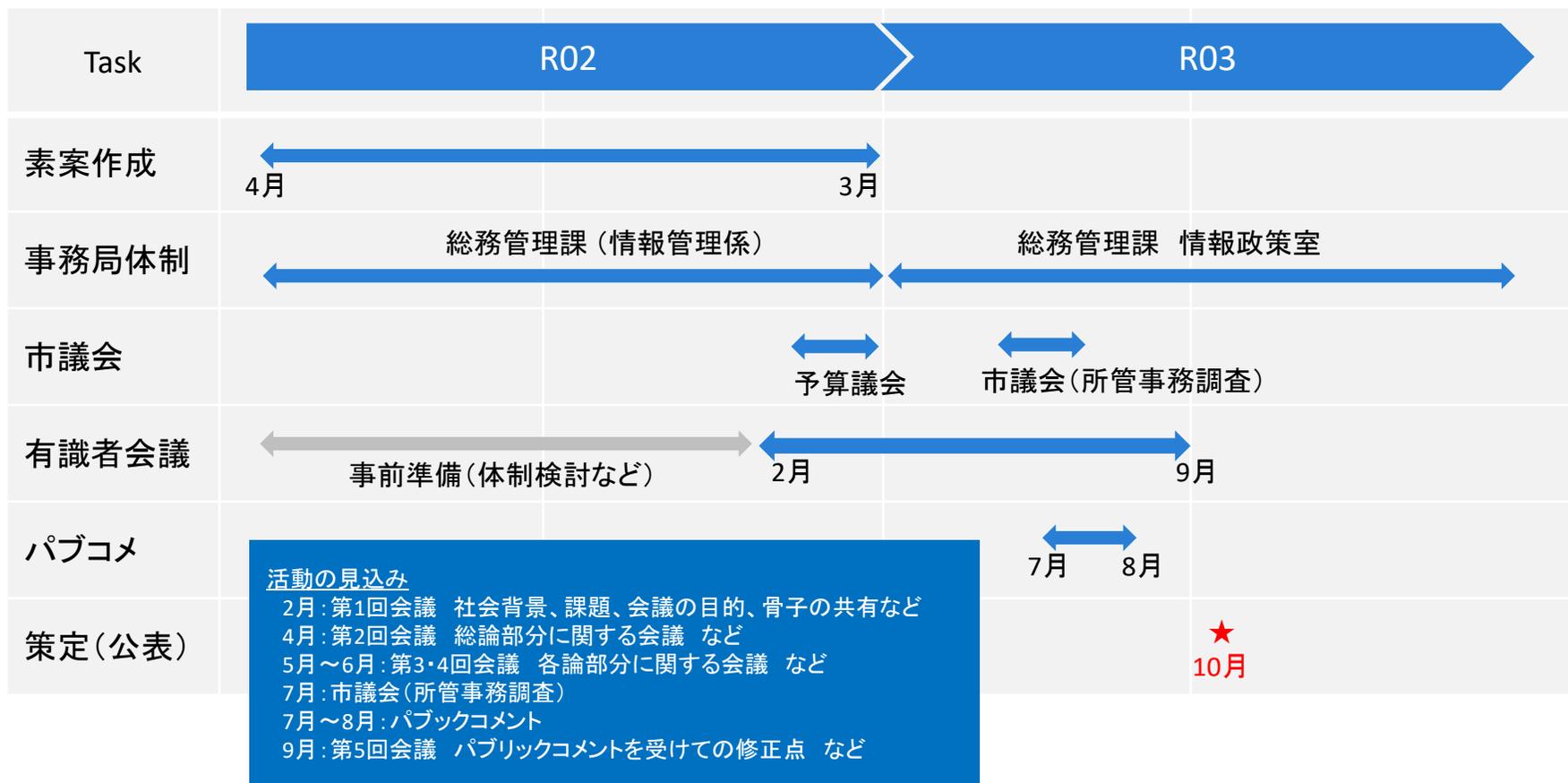
個別事案E

※上記2点を合わせて「情報化方針等」と呼称

検討体制:「上越市ICTによる情報化推進基本方針に係る有識者会議」  
 (要綱設置) 構成:学識者、事業者、関係課職員 事務局:総務管理課

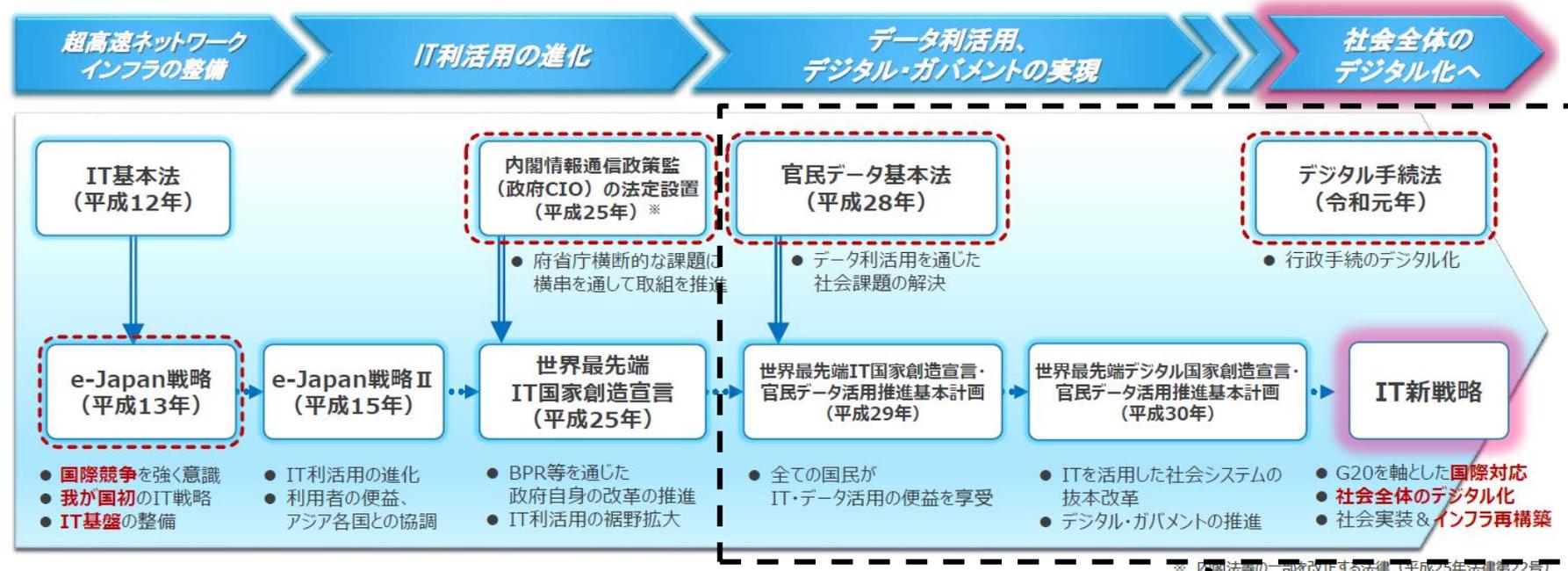
策定予定:令和3年秋

イメージ



## 時系列(e-Japan戦略以後)

政府CIOポータル: <https://cio.go.jp/data-basis>



おおむね、

H12-H15 : 基盤整備 (超高速NWインフラの構築)

H16-H27 : IT利活用推進、政府BPR

H28-H30 : 官民が保有するデータの利活用推進、デジタル・ガバメント  
ITを活用した社会システムの抜本改革

現在、稼働中の政府計画等

現在は「(5Gなど)基盤整備」「データ利活用」「デジタル・ガバメント」「最先端ICTの社会実装」  
を通じた「デジタル社会の実現」が主眼

## 国IT関連施策

### 「データ利活用」

#### 官民データ活用推進基本法

- ・国:計画の策定義務(8条1項)
- ・都道府県:国に倣い策定義務(9条1項)
- ・市町村:都道府県に倣い努力義務(9条3項)

策定  
の手引

### 「デジタル・ガバメント」

#### デジタル手続法

- ・デジタルファースト:行政手続、サービスがデジタルで完結
- ・ワンスオンリー:情報の重複提出の抑止
- ・コネクテッド・ワンストップ:官民の手続・サービスのワンストップ化

## 「市町村官民データ活用推進計画の策定」

### ■登載の例示■(国手引)

- ✓ 手続のオンライン化
- ✓ オープンデータの推進
- ✓ マイナンバーカードの普及・活用
- ✓ デジタルデバイス対策等
- ✓ 標準化、デジタル化、システム改革・BPR
- ✓ パーソナルデータ利活用整備
- ✓ セキュリティ、個人情報の適正な取扱

名称こそ「官民データ活用推進計画」とあるものの、  
実質的に「データ利活用」のみならず、「デジタル・ガバメント」「スマート自治体」の内容も包含する手引となっている。

※各施策に共通項がある(マイナンバーカード、システム標準化など)

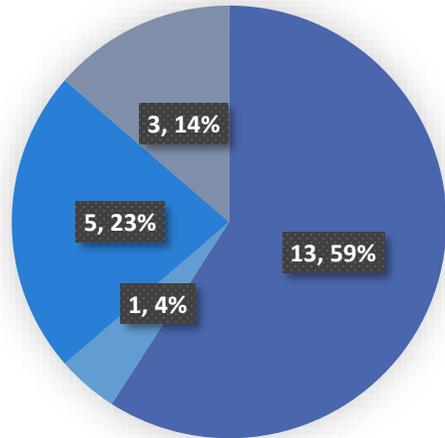
### 「スマート自治体」

- ✓ 人口減少が深刻化しても、自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持
- ✓ 職員を事務作業から解放→職員は、職員でなければできない、より価値のある業務に注力
- ✓ ベテラン職員の経験をAI等に蓄積・代替→団体の規模・能力や職員の経験に関わらず、ミスなく事務処理を行う

業務プロセスの標準化/システムの標準化/AI・RPA等のICT利活用/電子化・ペーパーレス化  
/データ形式、データ項目、様式・帳票の標準化/セキュリティを確保した上でのAI等のサービス利用/人材育成

## 都道府県(計画策定は義務)

計画策定済団体: 22/47団体



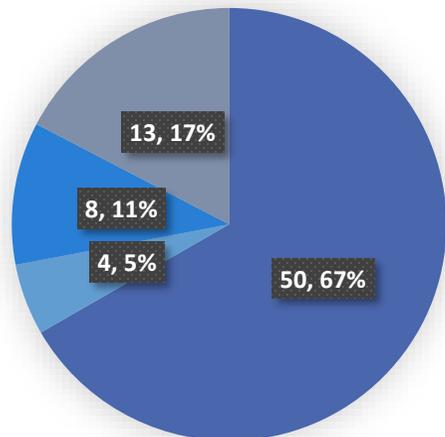
- 1. 既存の情報化計画 見直し
- 2. 既存の情報化計画 位置付けを変更
- 3. 新規策定(既存の情報化計画あり)
- 4. 新規策定(既存の情報化計画なし)

策定率約46.8%

- ・2020年度末までに策定義務
- ・新潟県は、5月パブコメ→近く策定見込み
- ・パターン2は東京都のみ: 既存の計画で充足していたためと推測される。

## 市町村(計画策定は努力義務)

計画策定済団体: 75/1718団体



- 1. 既存の情報化計画 見直し
- 2. 既存の情報化計画 位置付けを変更
- 3. 新規策定(既存の情報化計画あり)
- 4. 新規策定(既存の情報化計画なし)

策定率約4.4%

- ・新潟県では、新潟市(パターン1)、三条市(パターン4)で策定。またH30段階で県内約3割が策定検討中であった。
- ・人口規模が同程度(170,000-230,000)の団体では、日立市、熊谷市、流山市、沼津市、伊丹市が策定済

	電子自治体計画 ※H22.4.1現在	オンライン利用促進計画 ※H30
背景(推測)	・国戦略であるIT基本法(H12)、e-Japan戦略(H13)に則り、全国の団体が策定の是非を検討	・e-Japan戦略の後継であるe-Japan戦略Ⅱ(H15)に則り、全国の団体が策定の是非を検討
都道府県	43団体 策定率91.5% 新潟県:策定済	37団体 策定率78.7% 新潟県:策定済
市町村	755/1727団体 策定率43.1% 県内:新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市 (6団体)	338/1718団体 策定率19.4% 県内:新潟市、長岡市、柏崎市、十日町市 (4団体)
(参考)当市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別計画の策定なし。</li> <li>・第5次総合計画に電子市役所を推進する旨の記述あり。これに基づき、「電子市役所推進部会」を設け、推進</li> <li>・公共施設予約管理システムを導入したほか、CISOの任命や電子入札の実施など政府が掲げる指標はおおむね達成している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別計画の策定なし。</li> <li>・公共施設の予約など、政府が指定する「オンライン利用促進対象手続(21類型)」の手続総数におけるオンライン手続の割合は52.9%と、政府指標の50%を達成している。</li> </ul>
<p>その他e-Japan戦略の企図するところの超高速NW基盤整備に関連する計画として、当市では「情報通信基盤整備方針」、「情報通信基盤整備推進計画」を策定し、市内におけるTV・携帯電話・BBの環境整備を実施(H17-H22)</p>		

**特徴** ※市町村の官民データ活用推進計画は、国・都道府県計画と整合するようにとの要請

- ✓ 県の他の計画との関連性には触れず、「総合計画の理念に則る」とされる
- ✓ 総務省資料などを引用した上での情報化の現状の分析
- ✓ 「**地域情報化**」「**行政情報化**」に大別した上での取組方針の登載
- ✓ 現在の**当市の政策との重複あり**。(下記青字)

数字は都道府県手引きに符合  
 ①オンライン化原則  
 ②オープンデータ推進  
 ③マイナンバーカード  
 ④デジタルデバйд  
 ⑤情報システムの合理化

大項目	中項目	概要	官民計画への該当
はじめに	—	・ICT利活用の重要性 ・新潟県における情報化のあゆみ ・官民データ活用推進計画であること ・外部審査委員への謝辞	—
1章 情報化の現状	I 社会動向 II 国の動向 III これまでの取組み	I インターネット利用環境の変化(PC→スマホ)、情報通信機器保有率の遡増、AI・IoTによる生産性向上 II 近年の国動向(官民データ活用推進基本法、未来投資戦略2017に基づくSociety5.0社会の実現) III 県情報化のあゆみ(情報化プラン2016-2019)、地域情報化の取組み(防災情報システムなど)、行政情報化の取組み(オープンデータ、ICTリテラシ研修など)	—
2章 基本的事項	I 計画の位置付け II 構成 III 期間 IV 取組方針 V マネジメント	I 「本プランは、官民データ活用推進基本法第9条に基づく、本県の官民データ活用推進計画として位置付けます。」 II 本プランが「地域情報化」と「行政情報化」に大別される構成であること。 III 計画期間が2020末であること IV (1)地域情報化:労働力不足への対応、高付加価値の製品の提供のためのICT (2)行政情報化:各種手続のオンライン化、オープンデータの更なる推進、システムの効率化 V 知事を本部長とする「IT推進本部」で取組を推進すること。	—
3章 地域情報化	I 安全に安心して暮らせる暮らしやすい新潟 II 地域経済が元気で活力のある新潟 III 県民一人一人が学び、成長し、活躍できる新潟	I 防災・減災対策の促進/ <u>安全安心な地域を支える基盤づくり</u> 、安全で安心なまちづくり、健康立県の実現 II 多様な地域資源を活かした交流人口の拡大、挑戦する人や企業が生まれ、集まる環境の整備、多様な雇用の場の確保と働きやすい環境づくり/魅力あるまちづくりと定住の促進、 <u>付加価値の高い持続可能な農林水産業の実現</u> III 将来の夢や希望を育みかええる教育の促進	(例) 防災情報システムの強化:⑤ デジタルデバйд:④ 教員の指導力向上:④
4章 行政情報化	I 電子行政の推進 II オープンデータの推進 III 情報基盤・システムの高度化・効率化 IV 人材育成	I <u>行政手続のオンライン化の推進</u> 、 <u>マイナンバーカードの普及促進</u> 、適正な公文書管理の推進、会議資料のペーパレス化など II <u>オープンデータの推進</u> と市町村への取組支援など III <u>クラウド活用の推進</u> 、 <u>行政効率化に向けたAI活用</u> など IV <u>システム活用能力向上の基礎研修の実施</u> 、ICT分野の専門能力の育成、eラーニングの活用など	(例) 行政手続オンライン化:① マイナンバーカード普及:③ 会議資料ペーパレス化:⑤ オープンデータ:②
取組み事項一覧 用語解説 県情報化の歴史	—	—	—

## 特徴

- ✓ 総合計画を頂点とする新潟市各種計画のICT観点での指針と位置付け  
(「はじめに」といった文学的なつくりなし。)
- ✓ 戦略のライフサイクル＝システムのライフサイクル＝5年
- ✓ 「市民観点」「地域・産業観点」「行政観点」に大別した上での取組方針の登載

大項目	中項目	概要	官民計画への該当
1.ICT活用の動向と現状	1.ICT活用の動向 2.国における〃 3.新潟市における〃	1.総務省通信利用動向調査などの内容を引用し、全国的な動向を俯瞰 2.e-Japan戦略-世界最先端IT国家創造宣言の概要、官民データ活用推進基本法の中で地方公共団体への要請を開設 3.「情報システム最適化計画」「新型ICTタスクフォース」など既存構想の概説、市民観点・地域/産業観点・行政観点での主要課題(情報化以外も)を概説	—
2.ICT活用戦略の概要と基本方針	1.策定の趣旨 2.位置づけと期間 3.3つの基本方針 4.構成	1.官民データ活用推進計画に掲げる5つの取組を推し進めることの宣言 (この戦略が官民データ活用推進計画であることの宣言) 2.総合計画を頂点とする各種計画に定める目標におけるICT活用面での指針であること、ライフサイクルの設定 3.3つの基本方針の設定 4.本戦略に基づく施策を立案し、実施計画とすることの明記	—
3.基本方針毎の具体的取組	1.基本方針1 安心安全、便利で快適な暮らしの実現(市民観点) 2.基本方針2 集い、高め合う、活力あるまちの実現(地域・産業観点) 3.基本方針3 時代の変化に即応し、持続可能な行政の実現(行政観点)	1.福祉・保健・医療サービスの拡充、防災・防犯対策の強化、行政手続における利便性の向上、生活情報の提供の拡大 2.まちの活力を醸成する環境の整備、地域経済・産業の活性化と新展開の推進、魅力の発信による交流の拡大 3.業務改革の推進、効率的かつ安定的な行政運営の維持、情報セキュリティの確保 ※これらにICTを積極的に活用していく考えを明記	明記ないものの、例えば「業務改革の推進」が「情報システムの合理化」に該当するなど、意識した戦略であることがうかがわれる。
4.ICT活用戦略の推進に向けて	1.推進体制 2.進捗管理	1.CIO(副市長)、副CIO(総務部部長)、CIO補佐官(ICT政策課課長)の指揮系統のもと、ICT政策課が事務局となり、PMOを実施することの明記 2.PDCAサイクルによる推進を明記	—
参考	1.新潟市ICT活用戦略の検討 2.検討体制	—	—

- ✓ 市職員＋大森教授・アドバイザーの助言 により、大きな方向づけ
- ✓ 県内有識者による会議により、上越市ならではの方針とする

## イメージ

